

防研総第1119号  
28.12.8

各 部 長  
戦史研究センター長 殿  
各 特 別 研 究 官

防 衛 研 究 所 長  
( 公 印 省 略 )

防衛研究所消防計画について（通知）

標記について別冊のとおり定めたので通知する。

添付書類：別冊  
保存期間：1年  
分類番号：企総総－11－（7）

防 衛 研 究 所 消 防 計 画

企 画 部 総 務 課

## 目 次

### 第1章 総 則

第1節 目的及び適用範囲等（第1条～第3条）

第2節 防火管理組織（第4条～第6条）

### 第2章 予防管理

第1節 火災予防管理（第7条～第12条）

第2節 火災予防措置（第13条～第17条）

### 第3章 自衛消防活動

第1節 自衛消防隊組織（第18条）

第2節 自衛消防活動等（第19条～第28条）

### 第4章 休日及び課業時間外における防火管理（第29条）

### 第5章 地震対策（第30条）

### 第6章 防災教育及び訓練（第31条・第32条）

### 第7章 委任規定（第33条）

## 第1章 総則

### 第1節 目的及び適用範囲等

#### (目的)

第1条 この消防計画は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）

第8条第1項の規定に基づき、防衛省市ヶ谷庁舎（防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する規則（平成12年防衛庁訓令第38号）第1条に定める庁舎をいう。以下「庁舎」という。）の防火管理についての必要事項を定め、もって庁舎の火災を予防し、生命、身体及び財産を火災から保護するとともに火災又は地震等の災害による被害を軽減することを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 この消防計画の適用範囲は、次とおりとする。

- (1) 庁舎に勤務し、出入りするすべての者
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者

#### (定義)

第3条 この消防計画において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）をいう。
- (2) 規則 防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する規則をいう。
- (3) 細則 防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する実施細則について（経会第7851号。23.6.24）別冊の防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する実施細則をいう。
- (4) 各部長等 企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）をいう。
- (5) 庁舎防火管理者 庁舎管理室警備班長をいう。
- (6) 応急消火義務者 次に掲げる者（傷病、疾病その他の事由によって消火又は延焼の防止若しくは人命の救助を行うことができない者を除く。）で、火災の現場にいる者とする。
  - ア 火災を発生させた者
  - イ 火災の発生に直接関係がある者
  - ウ 火災が発生した消防対象物の居住者又は勤務者

### 第2節 防火管理組織

#### (防火管理組織)

第4条 防火管理組織の編成は、別紙第1「庁舎防火管理組織図」のとおりとする。

#### (連絡担当責任者)

第5条 連絡担当責任者は、企画部総務課長の指名する者とし、F1・F2棟にそれぞれ配置し、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条の2第4項の規

定に基づき、防火管理者の指示事項を徹底するとともに、防火管理上必要な事項について指導を行うものとする。

(火気取締責任者)

第6条 火気取締責任者は各部長等が指名する者とし、当該場所における火気の管理等火災防止のため、規則第26条第3項の火災予防の措置を講ずるものとする。

2 前項の火気取締責任者は、正副2名を基準とし、その氏名を別紙第2「火気取締責任者氏名掲示用紙」に記載するとともに、当該場所の入口に掲示するものとする。

## 第2章 予 防 管 理

### 第1節 火災予防管理

(火災予防)

第7条 防火管理組織は、平素から火災予防及び地震時の出火防止を図るための連携及び協力体制を確立するとともに、担当地区内の火気管理に、万全を期すものとする。

(消防用設備等の点検整備等)

第8条 連絡担当責任者は、細則第23条に規定する消防用設備等及び電気設備等の適切な機能の維持管理を行うため、毎年6月及び12月に消防用設備等の点検の補佐を実施するものとする。

2 連絡担当責任者は、前項の点検を補佐する場合には、別紙第3「消防用設備等点検票」及び別紙第4「防火施設等点検票」により行うものとする。

(消防用設備等の法定点検)

第9条 連絡担当責任者は、法第17条の3の3の規定に基づく点検（以下「法定点検」という。）を、行う際、施設管理班長を補佐するものとする。

(火気点検等)

第10条 火気取締責任者は、常時、当該場所に係る避難施設障害物等の有無について点検を行い、避難施設障害物等の排除に努めるものとする。

2 火気取締責任者は、別紙第5「火気日々点検表」に基づき、点検を行うものとする。

(不備欠陥等の報告等)

第11条 火気取締責任者は、火元等の点検時不備、欠陥がある場合には、連絡担当責任者を通じて、庁舎管理室警備班長に報告又は通知するものとする。

2 火気取締責任者は、火元等の点検時不備、欠陥がある場合には、連絡担当責任者を通じ、庁舎防火管理者に報告又は通知するものとする。

(日常の放火防止対策)

第12条 連絡担当責任者は、次の各号に掲げる事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

(1) 担当地区内の廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去

- (2) 火気取締責任者又は最後に退室する者の火気の確認及び施錠の徹底
- (3) 空室、倉庫等の出入口施錠管理を確実にを行うとともに窓の施錠にも注意し、人の出入りができない環境づくり
- (4) 放置されている可燃物の整理、整頓

## 第2節 火災予防措置

### (火気使用禁止場所)

第13条 火気使用禁止場所は、次の各号に掲げるとおりとし、当該場所に条例第31条の2第1項第1号及び第34条第1項第1号の規定に基づく「火気厳禁」等の標識を掲げるものとする。ただし、工事等の都合によりやむを得ず火気を使用する者は、細則第21条の規定に基づき許可を受けるものとする。

- (1) 映写室、各種倉庫及び車庫
- (2) 塵埃集積場
- (3) その他、当該防火管理者が特に指定する場所  
(臨時の火気使用等)

第14条 庁舎内で、次の各号に掲げる事項を行おうとする者は、細則第21条の手続きを行い許可を受けるものとする。

- (1) 建物等の模様替え工事等で火気を使用する場合
- (2) 各種火気設備器具を設置又は変更する場合
- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用する場合  
(喫煙場所の指定)

第15条 庁舎内における喫煙場所は、屋内に設置する喫煙所とする。

### (吸い殻の処理)

第16条 庁舎内における吸い殻の処理は、喫煙場所に備付ける「吸い殻入れ缶」を使用するものとする。

### (火災警報発令時の火気管理)

第17条 火災警報が発令された場合には、一切の火気の使用を禁止する。ただし、屋内において、やむを得ず火気を使用する場合には、窓及び出入り口等を閉鎖し、特に取り扱いに注意するものとする。

## 第3章 自衛消防活動

### 第1節 自衛消防隊組織

#### (自衛消防隊の組織等)

第18条 火災及び地震等の災害発生時に災害を最小限にするため、地区自衛消防隊を置く。

2 地区自衛消防隊（以下「地区隊」という。）の編成は、別紙第6「市ヶ谷庁舎自衛消防隊組織図」のとおりとする。

- 3 地区隊に地区自衛消防隊長（以下「地区隊長」という。）を置く。
- 4 地区隊長を、F 1 棟地区及びF 2 棟地区にそれぞれ配置し、防衛研究所長の指名する者とする。

## 第 2 節 自衛消防活動等

### （地区隊の任務等）

第 19 条 地区隊は、担当地区内の消火活動の指揮連絡、消火、避難誘導、警戒、施設の防護及び救護を行うことを任務とする。

- 2 地区隊長は、担当地区内において火災等の災害が発生した場合には、あらゆる災害の初動対応を行うとともに本部隊長に速報するものとする。
- 3 地区隊長は、前号の初動対応内容、処置結果及び被害状況等を、本部隊等に通報するものとする。
- 4 地区隊長は、本部隊長から担当地区外の消防活動について要請があった場合には、これに協力するものとする。
- 5 地区隊は、次の各班をもって編成するものとする。

- (1) 指揮連絡班
- (2) 消火班
- (3) 避難誘導班
- (4) 安全防護班
- (5) 救護班
- (6) 警戒班

- 6 前各号に掲げるもののほか、地区隊の編成及び任務は、別紙第 7 「地区隊の編成及び任務表」のとおりとする。

### （通報連絡）

第 20 条 応急消火義務者又は火災を発見した者は、直ちに防災センターに場所、状況等を通報するとともに周辺に火災を知らせるものとする。この場合において、自動火災警報装置が周辺にある場合には、発信機ボタンを押し通報するものとする。

- 2 前項により火災発生を承知した者は、更に多くの者に報知するものとする。

### （消火活動）

第 21 条 火災時における消火活動は、火災発生時に迅速確実な連絡通報と初期消火活動及び安全な避難に重点をおくものとする。

### （初期消火活動）

第 22 条 応急消火義務者及び火災を発見した者は、次の各号に掲げる処置をとるものとする。

- (1) 近傍の軽便消火器又は状況により屋内消火栓を使用して初期消火に当たること。
- (2) 警戒に当たる者は、火災の延焼防止及び到着消防隊の誘導に当たること。

- (3) 避難誘導に当たる者は、避難通路に位置し、避難誘導に当たること。
- (4) 当該火災現場において、負傷者が発生した場合には、優先救助に当たると。
- 2 指揮連絡班は、次の各号に掲げる処置をとるものとする。
  - (1) 指揮所の設置、避難状況の把握、地区隊長の指示命令の伝達、必要資材の集結及び資料、情報等を確保すること。
  - (2) 被害状況及び各種情報等を本部隊指揮連絡班への速報連絡を行うものとする。
- 3 指揮連絡班長は、前項に掲げる事項について班員を指揮するとともに地区隊長を補佐するものとする。
- 4 消火班は、次の各号に掲げる処置をとるものとする。
  - (1) 各勤務場所において火災を確認した場合には、配置されている消火器を携行の上、現場に急行し、消火に当たること。
  - (2) 現場に到着した際、応急消火義務者等と交替し消火栓の使用箇所を増やす等の臨機の処置をとること。
  - (3) 火災発生棟及び対象物に対し、当初から屋外消火栓を使用する必要がある場合には、ホースの使用本数を増減し適切な長さにした上で消火に当たること。
- 5 消火班長は、前項各号の処置を指揮するとともに消防庁消防隊が到着した場合、火災現場への誘導を行うとともに同隊の指揮者に対し、経過等の必要な情報を提供し、当該指揮者の指示により行動するものとする。

(避難誘導措置)

- 第23条 避難誘導班は、火災の状況により避難の必要があると認めた場合には、地区隊長の指示を受け、職員及び面会等の部外者を、別紙第8「庁舎各棟等の避難経路及び避難場所表」に示す経路により、安全に誘導するものとする。この場合において、出火階及びその上下階の職員及び面会等の部外者を優先し、非常階段を使用した避難誘導を行う者とする。
- 2 避難誘導班は、定められた避難経路以外への誘導又は避難場所以外への誘導が必要であると判断される場合、庁内放送による避難命令又は地区隊長から、退避命令の指示があった場合には、避難経路を選定して安全な場所に誘導するものとする。
  - 3 避難誘導に当たっては、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。
    - (1) エレベーターによる避難及び屋上への避難は、原則として行わないこと。
    - (2) 火災発生場所の避難口及び避難階段前において避難誘導を行うこと。
    - (3) 混乱防止に留意した避難誘導を行うこと。
  - 4 避難誘導班長は、第1項から第3項までの処置を指揮するとともに避難終了後、速やかに人員点呼を実施して、逃げ遅れた者の有無を確認し指揮連絡班長に報告するものとする。
  - 5 避難誘導班は、庁内放送による車両の避難命令又は地区隊長から車両退避命令の指示があった場合の行動は、次の各号に掲げるとおりとする。
    - (1) 消火活動の障害になる車両は、障害とならない場所に速やかに移動させるもの

とする。

- (2) 前記以外の車両については、必要に応じ庁内放送の指示に基づき避難させるものとする。ただし、庁外への避難誘導は、地区隊長が指示する場合に限るものとする。
- (3) 避難経路途中の要所において、交通統制を行う。ただし、いかなる場合においても、消防庁消防隊、救急車その他自衛消防隊の進入等消防活動の障害とならないよう誘導するものとする。

(安全防護措置)

第 24 条 安全防護班は、火災が発生した場合、指揮連絡班長及び消火班長と連携の下、次の各号に掲げる防護措置をとるものとする。

- (1) 変電設備及びその他の電気設備の直接警戒
- (2) 火災発生棟の電源の切断等
- (3) 防火戸及び防火シャッターの閉鎖
- (4) 排煙設備の作動
- (5) 空調設備の停止及び空調機器の警戒
- (6) 危険物等の移動又は除去
- (7) 消火活動阻害物件等の移動又は除去
- (8) エレベーターの運転制御
- (9) 非常電源の確保
- (10) 水路の確保
- (11) 前各号の他防災上必要な応急措置

(応急救護)

第 25 条 救護班は、火災の連絡を受けた場合には、火災現場指揮所へ急行し、地区隊長の下に待機するものとする。

- 2 救護班は、負傷者が発生した場合には、担架等により医務室へ搬送するものとする。
- 3 救護班は、第 1 項及び第 2 項の処置を指揮するとともに負傷者等の状況について、逐次、指揮連絡班長に報告するものとする。

(現場等の警戒措置)

第 26 条 警戒班は、火災が発生した場合には、各門及び火災発生棟の玄関において入出者の入出制限、火災現場の案内指示、状況の連絡通報及び通行者の安全避難等に当たるものとする。

- 2 警戒班長は、前項の処置を指揮するとともに警戒状況について逐次、本部隊指揮連絡班長に報告するものとする。

(自衛消防隊の活動範囲)

第 27 条 地区隊の活動範囲は、庁舎内とする。

- 2 隣接する防火対象物からの延焼を阻止する必要がある場合には、設置されてい

る消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、地区隊長の判断に基づき活動するものとする。

(消火後の処置)

第 28 条 地区隊長は、消火の状況を確認し、所要の監視員を残置して火災現場の保存に努めるものとする。

2 地区隊長は、出火原因及び被害状況等について、本部長及び管理権原者に報告するとともに出火原因等の調査に関し、東京消防庁消防隊に協力するものとする。

#### 第 4 章 休日及び課業時間外における防火管理

(休日及び課業時間外の防火管理)

第 29 条 休日及び課業時間外における地区隊の編成等については、庁舎内に職員がいる場合はその職員が臨機の処置を講じ、初期消火に努めるとともに、F 2 棟中央監視室等に通報するものとする。

2 休日等に火災が発生した場合には、第 20 条に規定する措置をとるとともに次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 連絡担当責任者は、F 2 棟防災センター要員より火災発生の知らせを受けた場合には、別紙第 9「火災緊急連絡網（課業時間外）」により、直ちに地区隊長等に報告すること。

(2) 前号により報告を受けた地区隊長等は、直ちに登庁し、参集すること。

(3) 指揮連絡班は、消防庁消防隊に対し火災発見の状況、延焼状況等の情報を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

3 消火班は、休日又は課業時間外に発生した災害に対しては、登庁者若しくは庁内の残留者と協力して消火活動を実施するものとする。

#### 第 5 章 地震対策

(地震対策)

第 30 条 地震対策等については、防衛研究所業務継続計画について（防研総第 502 号。28. 5. 12）及び防衛省市ヶ谷庁舎防災応急対策計画について（経会第 5070 号。12. 8. 22）の定めるところによる。

#### 第 6 章 防災教育及び訓練

(自衛消防隊員等の教育)

第 31 条 地区自衛消防隊員は任務遂行に必要な知識、能力を高めるため、地区防火管理者が実施する次の各号に掲げる教育に参加するものとする。

(1) 消防計画の周知徹底

(2) 担当地区及び範囲

(3) 自衛消防隊の編成と任務

- (4) 消防用設備、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 防災センターの役割とその重要性
- (6) 地震対策に関する事項
- (7) 警戒宣言が発せられた場合の応急措置対策等に関する基本事項
- (8) その他防火管理上必要な事項  
(訓練への参加)

第 32 条 地区自衛消防隊員は、火災等の災害発生に備え、防災に関する消防訓練に参加するものとする。

2 消防訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

3 個別訓練は、次の各号に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 消火訓練（消火器及び消火栓の位置）
- (2) 応急救護訓練
- (3) 避難誘導訓練
- (4) 本部員の非常呼集訓練
- (5) 防災センターを活用した情報伝達及び通報訓練
- (6) その他防災に係わる訓練

4 総合訓練は、2種類以上の個別訓練項目を連携した訓練に年1回以上参加するものとする。

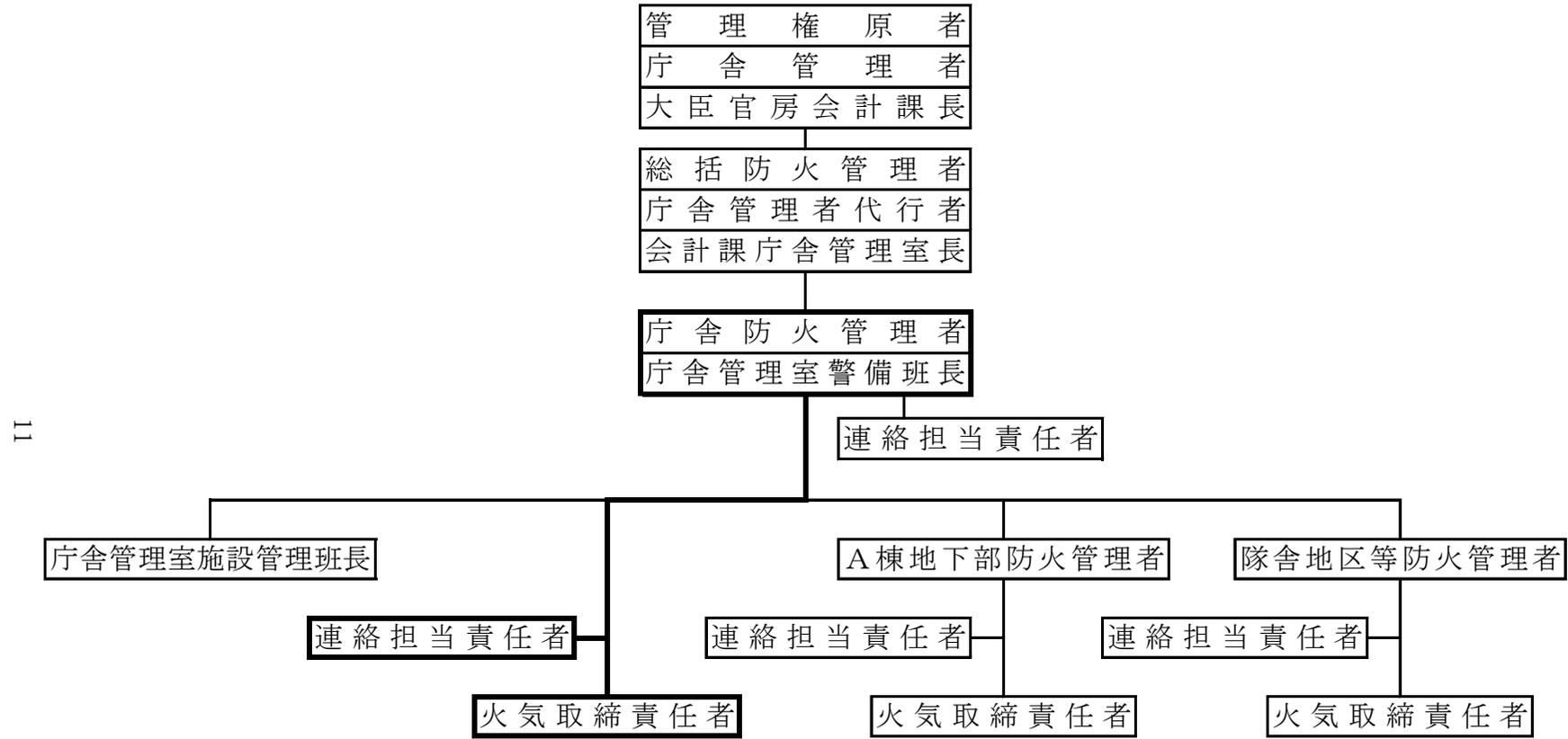
5 職員等は、防災訓練に積極的に参加するものとする。

## 第 7 章 委任規定

(委任規定)

第 33 条 この計画の実施に関し、必要な事項は企画部総務課長が定めるものとする。

## 庁舎防火管理組織図



備考：F 1・F 2 棟は庁舎防火管理者の管理下において防火管理を実施するものとする。

火気取締責任者氏名揭示用紙

部 課 室 名	
室 番 号	
副	正
朱 書	
火気取締責任者	

備  
考

この用紙は庁舎管理室事務室（庁舎D棟2階）に備えてある。

## 消防用設備等点検票

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年月日実施)	(1) 指定設置場所へ設置しているか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、破損、腐食等はないか。	
	(3) 安全栓は正常か。(封の脱落等)	
	(4) ホースの変形、破損、老化又は、内部に詰まりはないか。	
	(5) 圧力計は正確に指示されているか。(指示範囲内の指示)	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式) (年月日実施)	(1) 使用上、障害となる物品等はないか。	
	(2) 消火栓扉は正常に開閉するか。	
	(3) ホース、ノズルの接続は確実か、変形、破損等はないか。	
	(4) 表示灯は正常に点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年月日実施)	(1) 散水障害物は無いか。(物品の集積等)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 送水口の変形、操作障害はないか。	
	(4) 制御弁は正常に閉鎖するか。	
	(5) スプリンクラーヘッドの漏れ、変形等はないか。	
防火・防排煙設備 (年月日実施)	(1) 使用上、障害となる物品等はないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年月日実施)	(1) 起動装置又は防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等の表示は適切か。	
	(2) 手動式起動装置の直近場所に設備名表示があるか。	
	(3) ヘッドの変形、損傷、つぶれ等はないか。	
	(4) 貯蔵容器設置場所の標識はあるか。	
屋外消火栓設備 (年月日実施)	(1) 使用上、障害となる物品等はないか。	
	(2) 消火栓扉表面の表示(「消火栓」、「ホース格納箱」)はあるか。	
	(3) ホース、ノズルの変形、破損はないか。	
自動火災報知設備 (年月日実施)	(1) 表示灯は正常に点灯しているか。	
	(2) 受信機スイッチが「ベル停止」状態でないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分はないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落等はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年月日実施)	(1) 表示灯は正常に点灯しているか。	
	(2) 受信機スイッチが「ベル停止」状態でないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り、ガス燃焼機器の設置場所変更による未警戒部分はないか。	
	(4) ガス漏れ検知器の破損、変形、腐食等はないか。	
放送設備 (年月日実施)	(1) 電源電圧計の指示は正確か。	
	(2) 電源監視用表示灯は正常に点灯しているか。	
	(3) 放送機能は正常か。	
誘導灯 (年月日実施)	(1) 設置位置は指定場所か。	
	(2) 視認障害(間仕切り、衝立、ロッカー等)はないか。	
	(3) 適正な取り付けか、表示面の変形、損傷、脱落、汚損等はないか。	
	(4) 正常な点灯か。	

実 施 設 備	確 認 箇 所	点検結果
消 防 用 水 ( 年 月 日実施)	(1) 使用上の障害物等はないか。	
	(2) 吸管投入口、採水口までの消防車進入道路が確保されているか	
	(3) 地下式防火水槽の水量は適量か。	
連 結 送 水 管 ( 年 月 日実施)	(1) 送水口周囲への消防車は接近可能か、送水活動障害はないか。	
	(2) 送水口の変形、損傷、腐食等はないか。	
	(3) 放水口周囲の障害物等（ホース接続、延長障害）はないか。	
	(4) 放水口格納箱の変形、損傷、腐食等はないか。	
	(5) 放水口の格納箱扉は正常に開閉するか。	
	(6) 表示灯は正常に点灯しているか。	
非常用コンセント設備 無線通信補助設備 ( 年 月 日実施)	(1) 使用時、障害物はないか。	
	(2) 保護箱の変形、損傷、腐食等はないか。	
	(3) 保護箱扉は正常に開閉するか。	
	(4) 表示灯は正常に点灯しているか。	
備 考		
検 査 実 施 者 氏 名		防火管理者確認

(備考) 不備欠陥がある場合は、直ちに統括防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良    × : 不備・欠陥    ×× : 即時改修

## 防火施設等点検票

実 施 項 目 及 び 確 認 箇 所		検査結果			
防 火 施 設	外壁の構造及び開口部等	(1) 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 (2) 外壁の近く及び防火戸の内外に、防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 (3) 防火戸は、円滑に開閉できるか。			
	防火区画	(1) 防火区画を構成する壁、天井に破損はないか。 (2) 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 (3) 自動閉鎖装置付の防火戸、防火シャッター付の潜り戸は、完全に閉まるか。 〔確認要領〕・常時閉鎖式は、最大限まで開放した後、閉まるのを確認 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を 手動により外し自動的に閉鎖を確認 (4) 防火シャッターの降下スイッチ作動で、確実にシャッターが降下するか。 (5) 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 (6) 防火ダンパーの作動状況は良いか。			
避 難 施 設	廊下・通路	(1) 有効幅員が確保されているか。 (2) 避難上支障となる設備・機械等の障害物を配置していないか。			
	階段	(1) 手すりの取り付け部のゆるみ又は手すり部分の破損はないか。 (2) 階段室の内装は、不燃材料になっているか。 (3) 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。 (4) 非常用照明がバッテリーで点灯するか。			
	避難階避難出入口	(1) 扉の開放方向は、避難上支障はないか。 (2) 避難扉の錠は、内部から容易に開けられるか。 (3) 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 (4) 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。			
火気設備器具	厨房設備・給湯	(1) 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また周辺は炭化していないか。 (2) ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。 (3) 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。 (4) 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 (5) 煙突、排気筒及び排気ダクトに、変形、損傷はないか。また、可燃物から適正な距離が保たれているか。			
電 気 設 備	変電設備	(1) 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 (2) 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 (3) 変電設備に異音、過熱はないか。			
	電気器具	(1) たこ足の接続を行っていないか。 (2) 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危 険 物 施 設	少量危険物貯蔵取扱所	(1) 標識は掲げられているか。 (2) 掲示板には、類別・数量等が正確に記載されているか。 (3) 換気設備は、適正に機能しているか。 (4) 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 (5) 整理整頓状況は適正か。 (6) 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 (7) 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	指定可燃物貯蔵取扱所	(1) 標識は掲げられているか。 (2) 貯蔵取扱所周辺に火気はないか。 (3) 整理整頓、集積状況は良いか。			
検査実施者名		検査実施日	検査実施者名	検査実施日	防火管理者確認
		年 月 日 年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日 年 月 日	

(備考) 不備欠陥がある場合は、直ちに統括防火管理者に報告する。

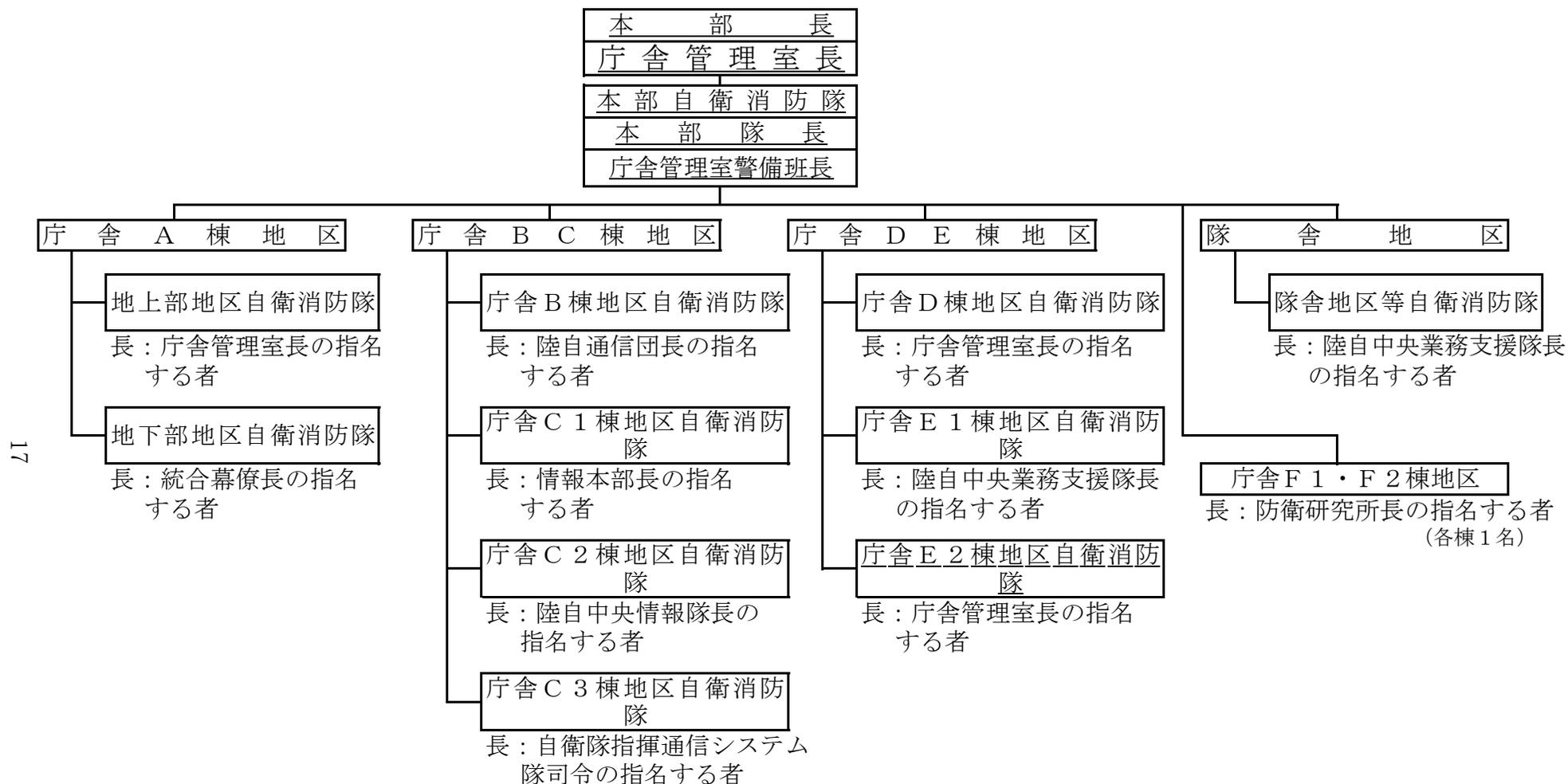
(凡例) ○…良 ×:不備・欠陥 ××:即時改修

## 火 気 日 々 点 検 表

平成 年 月

火気取締責任者				場 所				
日	曜日	実 施 項 目						
		使用してない電気のスイッチの確認	ガスの元栓の確認	終業時の火気の確認	引火のおそれのある物件の処理	電気器具の配線老朽化・損傷の確認	共用部分の可燃物の処理	火気設備器具の設置・使用状況
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

## 市ヶ谷庁舎自衛消防隊組織図



17

- 1 消防隊の編成  
 消防隊の編成は、庁舎在勤の職員をもって、応分の負担により編成  
 ただし、本部自衛消防隊、庁舎A棟地上部地区自衛消防隊、庁舎D棟地区自衛消防隊及び庁舎E 2 棟自衛消防隊は、庁舎管理室が主体で編成
- 2 隊舎地区等とは、陸自中央業務支援隊長の供用事務担当官としての所掌範囲地域
- 3 本部自衛消防隊は、各地区自衛消防隊に属さない棟等を担任するとともに、全般支援のため各棟の自衛消防活動を実施

地区隊の編成及び任務表(F1棟)

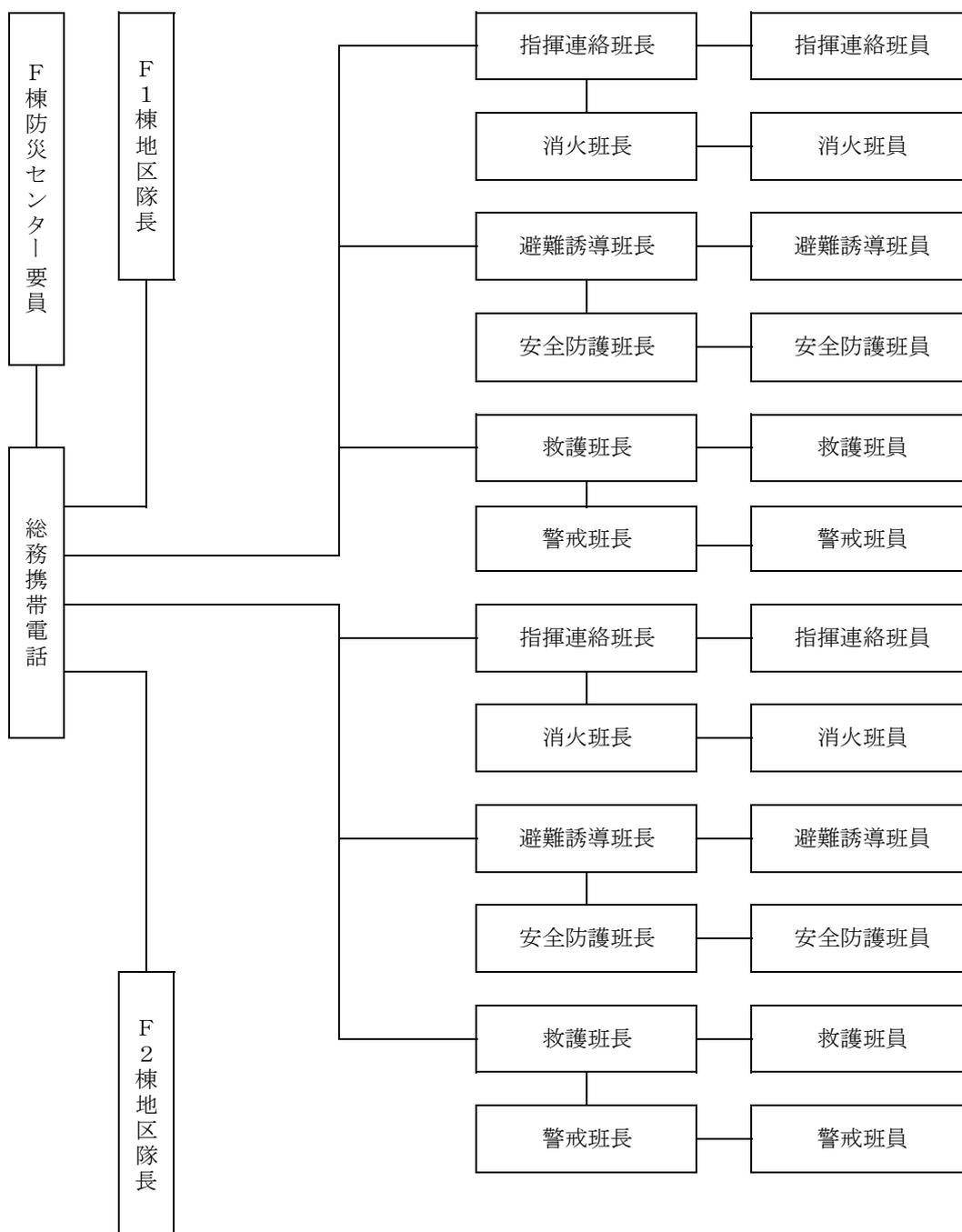
班名等	編 成		任 務
	課 業 時 間 中	課 業 時 間 外	
地区隊長	1	防衛研究所長の指名する者	全般の統括 自衛消防隊の指揮統制
指揮連絡班	3	長：総務課長補佐 ・企画部×2	庁舎内に残留している職員 及び呼集により登庁した職員
消 火 班	4	長：交流計画係長 ・企画部×3	
避難誘導班	3	長：会計室長補佐 ・企画部×1 ・戦史研究センター×1	
安全防護班	4	長：企画調整課企画係長 ・企画部×1 ・研究部×1 ・戦史研究センター×1	
救 護 班	3	長：交流調整係長 ・戦史研究センター×2	
警 戒 班	3	長：研究計画班長 ・研究部×2	
			1 火災現場へ急行し、初期消火活動 2 本部隊消防活動との連携 3 消防庁消防活動との連携 4 消火活動の障害となる物件の排除
			1 避難階に直行し、指示統制の伝達及び避難誘導 2 避難口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品等の除去 4 車両の避難誘導 5 本部隊誘導員との連携
			1 火災発生地区の、防火シャッター防火戸の閉鎖確認 2 排煙設備の作動及び空調設備の停止の確認 3 危険物等の移動又は除去 4 非常電源の確保及びエレベーターの運転制御 5 消火班と連携した対応
			1 負傷者の応急処置 2 負傷者等状況の把握及び指揮連絡班への報告
			1 火災発生棟等に直行し各門、火災発生棟玄関において、入出制限、案内指示誘導 2 警戒状況の指揮連絡班への報告

地区隊の編成及び任務表(F2棟)

班名等	編成		任務
	課業時間中	課業時間外	
地区隊長	防衛研究所長の指名する者		全般の統括 自衛消防隊の指揮統制
指揮連絡班	2	長：教務課長補佐 ・教育部×1	庁舎内に残留している職員及び呼集により登庁した職員
消火班	4	長：教務課教材係長 ・教育部×3	
避難誘導班	2	長：図書総務係長 ・図書運営班×1	
安全防護班	4	長：総務・管理幹部 ・教育部×3	
救護班	2	長：教務課係長 ・教育部×1	
警戒班	2	長：図書運営班長 ・図書運営班×1	
			1 火災現場へ急行し、初期消火活動 2 本部隊消防活動との連携 3 消防庁消防活動との連携 4 消火活動の障害となる物件の排除
			1 避難階に直行し、指示統制の伝達及び避難誘導 2 避難口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品等の除去 4 車両の避難誘導 5 本部隊誘導員との連携
			1 火災発生地区の、防火シャッター防火戸の閉鎖確認 2 排煙設備の作動及び空調設備の停止の確認 3 危険物等の移動又は除去 4 非常電源の確保及びエレベーターの運転制御 5 消火班と連携した対応
			1 負傷者の応急処置 2 負傷者等状況の把握及び指揮連絡班への報告
			1 火災発生棟等に直行し各門、火災発生棟玄関において、出入制限、案内指示誘導 2 警戒状況の指揮連絡班への報告

庁舎各棟等の避難経路及び避難場所表

地 区	避 難 場 所	避 難 経 路
庁 舎 A 棟 地 上	南儀仗広場及びグランド	・各棟の避難は、各階廊下に図示する誘導灯 又は誘導標識に従うものとする。
庁 舎 A 棟 地 下	東儀仗広場及びグランド	
庁 舎 B 1 棟	南儀仗広場、グランド及び 記念館南広場	
庁 舎 B 2 棟		
庁 舎 C 1 棟		
庁 舎 C 2 棟		
庁 舎 C 3 棟		
庁 舎 D 棟	グランド	
庁 舎 E 1 棟	(各棟の1階は、東儀仗広場)	
庁 舎 E 2 棟	グランド	
庁 舎 F 1 棟		
庁 舎 F 2 棟		
隊 舎 地 区 等	記念館南広場及びグランド	
15号倉庫棟	グランド	
厚生棟		
記念館	記念館南広場	



※ 連絡順番については出火棟から順次実施するものとする。